㈡　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき㈠の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者及び㈢の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

㈢　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

㈣　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

㈤　本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

㈥　支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。

㈦　平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記①及び②に示す施工実績を有すること。

①　道路照明灯（道路照明施設設置基準を基に設置された連続照明、局部照明をいい、トンネル照明を除く）を設置した工事であること。

②　夜間に供用中の道路を規制（路面覆工、切り回し、車線減少、片側交互通行、通行止め、のいずれかを指す）して行った工事であること。

上記①、②は同一工事でなくてもよい。また、申請できる工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

㈧　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本調達に専任で配置できること。

なお、主任（監理）技術者の配置が必要な期間は、着手開始から本調達の対象となっている全てのＬＥＤ道路照明灯具の監督職員による確認が完了するまでの期間とする。

なお、申請書に記載する主任（監理）技術者の氏名に旧氏（旧姓）を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

・公的な証明書
・証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

１）主任技術者は、１級電気工事施工管理技士、２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①　技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者。

②　建設業法第７条第２号イ、ロで定める者。（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）

③　国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。

④　電気工事に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。（実務経験を有する建設業の種類は電気工事業に限る。）

監理技術者にあっては、１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

⑤　技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））資格を有する者。

⑥　建設業法第15条第２号ハで定める者。

２）１人の者が、平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記㈦に掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））ただし、上記①、②は同一工事でなくてもよい。

また、申請できる工事の工事経験は２件までとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該工事経験が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の工事経験として認める。

３）監理技術者にあっては、電気工事業（略語：電）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

４）配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を様式－３で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

５）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

６）監理技術者等の死亡や疾病等、真にやむを得ない場合のほか受注者の責によらない理由により工期が延長された場合等における監理技術者等の途中交代については、「「監理技術者制度の運用等について」の一部改正について」（令和５年３月30日付け国会公契第48号、国官技第389号、国営計第186号）に基づき、適切に対応する。

㈨　入札参加グループの入札について　本業務の実施にあたっては、一企業とすることも、入札参加グループとすることも可能とする。

１）単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができるものとする。その場合、証明書等提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及びグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできないものとし、また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、提出することとする。

２）代表企業は上記㈠、㈡及び㈤から㈦のすべての要件を満たすこと。グループ企業は上記㈠、㈡及び㈤から㈣のすべての要件を満たすこと。

なお、電気設備工事を分担する企業については、上記㈢、㈥及び㈧に掲げる要件を満たしていること。

②　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）